

袖ヶ浦市総合評価落札方式

落札者決定基準

令和7年4月

袖 ヶ 浦 市

1 総則

本基準は、袖ヶ浦市が発注する建設工事における請負者の選定を総合評価落札方式で実施するにあたっての基準を示すものである。

2 対象とする案件と評価の型式

(1) 対象とする案件

対象とする案件は、予定価格5,000万円以上の工事とし、工事特性等に応じて総合評価落札方式を実施する。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事や同種の工事の入札において入札不調が頻発している等、総合評価落札方式になじまない工事は適用除外とする。

(2) 評価方式の型式

評価の型式は「簡易型」、「特別簡易型（A）」、「特別簡易型（B）」とする。

①簡易型

企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。予定価格1億円以上で施工上の工夫の余地のある工事が対象。

②特別簡易型（A）

企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。予定価格1億円以上の工事が対象。

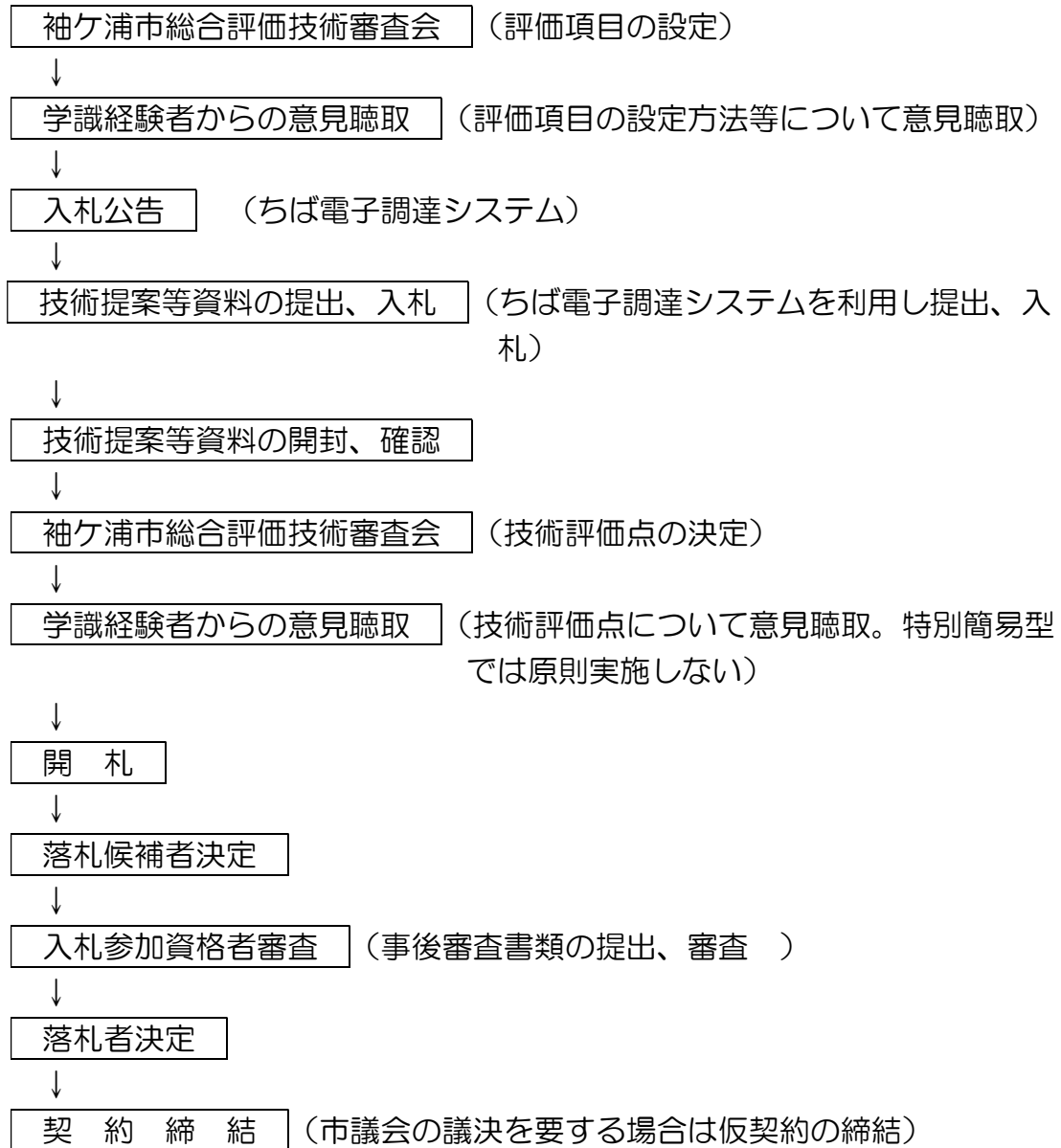
③特別簡易型（B）

企業の同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。予定価格5,000万円以上1億円未満の工事が対象。

予定価格	型 式	
1 億円以上	簡易型	特別簡易型（A）
5,000 万円以上	特別簡易型（B）	一般競争入札 （価格競争）
130 万円以上	一般競争入札（価格競争）	

※工事特性等に応じて発注者が上記型式を選択する。

3 実施手順



※落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、開札後に低入札価格調査を実施する。

4 落札者の決定について

(1) 評価値算定方式

評価値は除算方式で算定する。

評価値＝技術評価点÷入札価格

※開札時に、計算結果を比較し易くするため評価値の整数部が1桁となるよう、「技術評価点÷入札価格」に10の累乗を乗ずる。

評価値が最も高い者で、以下の全ての条件を満たすものを落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

ウ 袖ヶ浦市制限付き一般競争入札実施要綱に定める入札資格確認審査を経ていること。

※評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者は按分して加算点を与える。加算点の最高点は簡易型30点、特別簡易型（A）20点、特別簡易型（B）15点とする。

(3) 技術評価点の算出

技術評価点＝標準点＋加算点

加算点及び技術評価点は、袖ヶ浦市総合評価技術審査会にて審議し、必要に応じて学識経験者からの意見聴取を行う。

また、技術提案等を提出しても、未入札や入札辞退した者は、落札対象外とする。

①技術評価点の算出方法

【特別簡易型（A）】 予定価格 1 億円、工種 土木一式の例

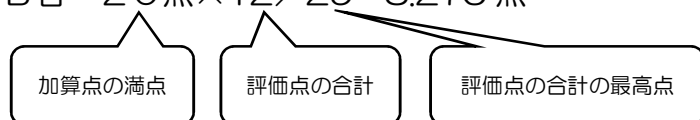
評価項目		細目	配点		A 者	B 者	C 者
入札価格（円）					93,000,000	95,000,000	100,000,000
企業の技術力	企業の施工能力	過去１０年間の同種工事の施工実績	10	2～0	2	2	2
		袖ヶ浦市所掌工事「工種：土木一式」における過去５か年度間の工事成績の平均点		6～4	0	0	5
		袖ヶ浦市所掌工事「工種：土木一式」における過去５か年度間の優秀建設工事表彰（工事成績８０点以上）		2～0	0	0	2
		袖ヶ浦市所掌工事における過去の不誠実な行為		0～4	0	0	0
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	8	2～0	2	2	2
		過去１０年間の同種工事の施工経験		2～0	2	2	2
		主任（監理）技術者として施工した袖ヶ浦市所掌工事「工種：土木一式」における過去５か年度間の工事成績		2～0	0	0	2
		若手技術者（４０歳未満）・女性技術者の配置		1～0	0	1	0
		継続教育(CPD)の取り組み状況		1～0	1	1	0
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去１０年間の袖ヶ浦市内での施工実績	2	2～0	0	2
地域貢献度		災害協定の締結	10	3～0	0	0	3
		袖ヶ浦市消防団協力事業所の認定		1～0	0	0	1
		市内企業の活用		2～0	1	1	2
		営業拠点の所在地の有無		2～0	0	0	2
		過去２年間の袖ヶ浦市内でのボランティア活動実績の有無		2～0	0	0	1
安全衛生・社会福祉		建設業労働災害防止協会への加入	2	1～0	1	1	1
		地域特有貢献の有無		1～0	0	0	1
自由項目		過去５年間の袖ヶ浦市内での災害活動実績の有無	1	1～0	0	0	1
その他		袖ヶ浦市所掌工事「工種：土木一式」における手持ち工事量の状況	1	1～0	0	0	1
①評価点の合計			34		9	12	29

②加算点の算出

加算点の最高点（20 点）を、評価点の合計が最高であった C 者に付与する。A，B 者の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。（小数点第 3 位まで。小数点第 4 位以下切捨て）

A 者 $20 \text{ 点} \times 9 / 29 = 6.206 \text{ 点}$

B 者 $20 \text{ 点} \times 12 / 29 = 8.275 \text{ 点}$



③技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点)

A者 106.206点 = (100点 + 6.206点)

B者 108.275点 = (100点 + 8.275点)

C者 120.000点 = (100点 + 20.000点)

標準点

加算点

④評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

A者 (106.206 / 93,000,000) × 1,000,000 = 1.142

B者 (108.275 / 95,000,000) × 1,000,000 = 1.13973

C者 (120.000 / 100,000,000) × 1,000,000 = 1.2

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部
が1桁となるよう10の累乗を乗する

技術評価点

入札価格

技術評価点算出統括表

	A者	B者	C者
①評価点の合計	9	10	29
②加算点	6.206	8.275	20.000
③技術評価点	106.206	108.275	120.000
入札価格	93,000,000	95,000,000	100,000,000
④評価値（便宜上、小数点第4位まで表記）	1.1420	1.1397	1.2000
⑤落札候補者決定 （最高評価値取得者）	2位	3位	<u>1位</u> 落札候補者

※落札候補者は、入札資格確認審査を経て落札者として決定する。

5 評価項目・配点

評価項目等について、次のとおりとする。

(1) 評価項目について

○：設定項目、－：非設定項目

項 目	細 目	簡易型	特別簡易型 (A)	特別簡易型 (B)
企業の技術力	施工計画	○	－	－
	企業の 施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	○	○
		袖ヶ浦市所掌工事「工種：○○」における過去5か年度間の工 事成績の平均点	○	○
		袖ヶ浦市所掌工事「工種：○○」における過去5か年度間の優 秀建設工事表彰	○	○
		袖ヶ浦市所掌工事における過去の不誠実な行為	○	○
	配置予 定技術 者の能 力	主任（監理）技術者資格	○	－
		過去10年間の同種工事の施工経験	○	－
		主任（監理）技術者として施工した袖ヶ浦市所掌工事「工種： ○○」における過去5か年度間の工事成績	○	－
		若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置	○	－
		継続教育(CPD)の取り組み状況	○	－
企業の信頼性・社会性	地域精 通度	過去10年間の袖ヶ浦市内での施工実績	○	○
	地域貢 献度	災害協定の締結	○	○
		袖ヶ浦市消防団協力事業所の認定	○	○
		市内企業の活用	○	－
		営業拠点の所在地の有無	○	○
		過去2年間の袖ヶ浦市内でのボランティア活動実績の有無	○	○
	安全衛 生・ 社会福 祉	建設業労働災害防止協会への加入	○	○
		地域特有貢献の有無	○	○
	自由項目	過去5年間の袖ヶ浦市内での災害活動実績の有無	○	○
	その他	袖ヶ浦市所掌工事「工種：○○」における手持ち工事量の状況	○	－
評価点項目の合計点数の最大値		44	34	23
加算点の最大値		30	20	15

(2) 配点・提出書類等について

評価項目	細 目	配点	提 出 書 類
評価点算定資料一覧表			様式第1号 評価点算定 資料一覧表
施工計画		～10	様式第2号 施工計画
企業の施 工能力	過去10年間の同種工事の 施工実績	2～0	様式第3号 同種工事の 施工実績
	袖ヶ浦市所掌工事「工種： ○○」における過去5か年 度間の工事成績の平均点	6～ -4	工事成績評定評価を一覧 表にして提出（一覧表の 様式は自由） 注1）
	袖ヶ浦市所掌工事「工種： ○○」における過去5か年	2～0	

	度間の優秀建設工事表彰 (工事成績80点以上)		
	袖ヶ浦市所掌工事における 過去の不誠実な行為	0～ -4	点数について、指名停止、文書注意が2回以上あった場合は、最大減点のみを記載する。
配置予定 技術者の 能力	主任（監理）技術者資格	2～0	様式第4号 配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績 注1） 様式第5号 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由 注2）
	過去10年間の同種工事の 施工経験	2～0	
	主任（監理）技術者として 施工した袖ヶ浦市所掌工事 「工種：〇〇」における過去5か年度間の工事成績	2～0	
	若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置	1～0	様式第6号 若手技術者・女性技術者の配置
	継続教育(CPD)の取り組み 状況	1～0	様式第7号 継続教育(CPD)の取得状況
地域精通 度	過去10年間の袖ヶ浦市内 での施工実績	2～0	様式第8号 袖ヶ浦市内 での施工実績
地域貢献 度	災害協定の締結	3～0	
	袖ヶ浦市消防団協力事業所の 認定	1～0	
	市内企業の活用	2～0	様式第9号 市内企業の 活用 注3）
	営業拠点の所在地の有無	2～0	
	過去2年間の袖ヶ浦市内での ボランティア活動実績の有無	2～0	様式第10号 ボランティア活動実績
安全衛生・社会 福祉	建設業労働災害防止協会への 加入	1～0	様式第11号 建設業労働災害防止協会への加入
	地域特有貢献の有無	1～0	様式第12号 障がい者 雇用促進 様式第13号 高年齢者 雇用促進 様式第14号 女性雇用 促進 (いずれか1件に該当すればよい。)

			「あり」として申請する項目の様式のみ、添付資料とともに提出)
自由項目	過去5年間の袖ヶ浦市内での災害活動実績の有無	1~0	様式第15号 災害活動実績
その他	袖ヶ浦市所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況	1~0	様式第16号 契約状況（受注金額）を一覧表にして提出すること（様式は自由） （CORINS データ等を添付） 注4）

注1) 工事成績の対象は単年度工事のみだけではなく、複数年度にまたがる工事も含まれる。なお、工事成績は工事検査結果通知書の年月日が属する年度で集計する。（発注年度ではない。）

注2) 様式5号は対象期間の追加の対象の場合のみ作成、提出する。

注3) 入札参加者が市内企業の場合又は市内企業が下請負予定金額に占める割合が51%未満の場合は、提出しなくてよい。

注4) 「袖ヶ浦市所掌工事における手持ち工事量の状況」の申請点数が0点（手持ち工事量比率が1.0以上）の場合は、本項目に係る「様式19号」及び「契約状況の一覧表及びCORINSデータ等」は提出しなくてよい。

(3) 各評価項目における評価基準の詳細

ア 施工計画

評価項目	評価基準												
1 施工計画 ・施工上生じる課題に対し、施工計画内容について評価（工事の内容により発注者が1又は2課題を設定） （1）1課題あたり3提案まで記入する。提案の記入は記載の順に1から3までの通し番号を付ける。4提案目以降に記載した内容は加點評価の対象としない。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。なお、3提案に満たない提案数であっても、評価しないというものではない。 （2）複数の提案内容を1つの提案として記載した場合は、当該提案を加點評価の対象としない。ただし、複数提案について、関連性があり、複数の工程を経て、1つの目的が達成できる提案（一連の流れ）は、複数提案と判断しない場合もある。なお、加點評価の対象とされない場合でも、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。 （3）提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、入札は無効とする。 （4）施工計画が未提出（白紙を含む）の場合、加點評価の対象としない。	【簡易型】 総合的な観点から評価 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>10</td><td>総合的に優れた施工計画である</td></tr> <tr> <td>6</td><td>適切で優れた施工計画である</td></tr> <tr> <td>3</td><td>適切で良好な施工計画である</td></tr> <tr> <td>0</td><td>適正な施工計画である</td></tr> <tr> <td>入札無効</td><td>不適切である</td></tr> </table>	配点	対象区分	10	総合的に優れた施工計画である	6	適切で優れた施工計画である	3	適切で良好な施工計画である	0	適正な施工計画である	入札無効	不適切である
配点	対象区分												
10	総合的に優れた施工計画である												
6	適切で優れた施工計画である												
3	適切で良好な施工計画である												
0	適正な施工計画である												
入札無効	不適切である												

イ 企業の施工能力

評価項目	評価基準																
1 過去10年間の同種工事の施工実績 ・元請けとして施工した同種工事の施工実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）を評価。 評価対象工種：全ての工種 〃 機関：国・県・市町村等 〃 期間：過去10年間 （1）同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県などの実績</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市町村などの実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他の実績又は実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	国・県などの実績	1	市町村などの実績	0	その他の実績又は実績なし								
配点	対象区分																
2	国・県などの実績																
1	市町村などの実績																
0	その他の実績又は実績なし																
2 袖ヶ浦市所掌工事「工種：〇〇」における過去5か年度間の工事成績の平均点 過去の工事成績評定（共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上）の平均点（小数点第2位以下切捨て）を評価。 評価対象工種：入札公告に記載された工種 〃 機関：袖ヶ浦市 〃 工事：以下のとおり （1）入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>6</td><td>80点以上</td></tr> <tr> <td>5</td><td>77.5点以上 80点未満</td></tr> <tr> <td>4</td><td>75点以上 77.5点未満</td></tr> <tr> <td>3</td><td>72.5点以上 75点未満</td></tr> <tr> <td>2</td><td>70点以上 72.5点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 70点未満 又は成績なし</td></tr> <tr> <td>-4</td><td>65点未満</td></tr> </table>	配点	対象区分	6	80点以上	5	77.5点以上 80点未満	4	75点以上 77.5点未満	3	72.5点以上 75点未満	2	70点以上 72.5点未満	0	65点以上 70点未満 又は成績なし	-4	65点未満
配点	対象区分																
6	80点以上																
5	77.5点以上 80点未満																
4	75点以上 77.5点未満																
3	72.5点以上 75点未満																
2	70点以上 72.5点未満																
0	65点以上 70点未満 又は成績なし																
-4	65点未満																
3 袖ヶ浦市所掌工事「工種：〇〇」における過去5か年度間の優秀建設工事表彰（工事成績80点以上） 評価対象工種：入札公告に記載された工種 〃 期間：過去5か年度間 （1）入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間に「袖ヶ浦市建設工事表彰要綱」に基づき表彰を受けた工事を評価対象とす	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>表彰あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>表彰なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	表彰あり	0	表彰なし										
配点	対象区分																
2	表彰あり																
0	表彰なし																

る。									
4 袖ヶ浦市所掌工事における過去の不誠実な行為 過去の指名停止、又は文書注意を評価（減点） 評価対象機関：袖ヶ浦市 // 期間：以下のとおり 指名停止は、入札公告の日から遡って2年間とし指名停止期間を対象。 例）入札公告が令和6年5月13日の場合 期間：令和4年5月13日～ 令和6年5月12日まで 文書注意は、入札公告の日から遡って1年間とし文書注意を対象。 例）入札公告が令和6年5月13日の場合 期間：令和5年5月13日～ 令和6年5月12日まで （共同企業団の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価） （1）事故による過去の指名停止と文書注意は減点しない。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>-2</td><td>過去1年間に文書注意あり</td></tr> <tr> <td>-4</td><td>過去2年間に指名停止あり</td></tr> </table>	配点	対象区分	0	なし	-2	過去1年間に文書注意あり	-4	過去2年間に指名停止あり
配点	対象区分								
0	なし								
-2	過去1年間に文書注意あり								
-4	過去2年間に指名停止あり								

ウ 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準										
1 主任（監理）技術者資格 主任（監理）技術者資格が保有する資格を評価 （１）入札参加要件で、監理技術者や一級国家資格保有者等の配置を求めた場合は設定しない。 （２）適用工種により、「一級建設機械施工技士」、「一級建築施工管理技士」、「一級建築士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」に適宜読み替える。	【簡易型 特別簡易型（A）】 <table border="1" data-bbox="983 477 1369 723"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>一級土木施工管理技士又は技術士</td></tr> <tr> <td>0</td><td>上記以外の土木施工に係る資格</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	一級土木施工管理技士又は技術士	0	上記以外の土木施工に係る資格				
配点	対象区分										
2	一級土木施工管理技士又は技術士										
0	上記以外の土木施工に係る資格										
2 過去10年間の同種工事の施工経験 元請けの主任（監理）技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として施工した同種工事の施工経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）を評価 評価対象工事：全ての工種 // 機関：国・県・市町村等 // 期間：過去10年間 （１）同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。 （２）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。 （３）過去に在籍していた会社での実績も評価の対象とする。ただし、実際に従事していたことが証明できない場合は、加点の対象としない。 （４）評価対象期間中に出産・育児等に休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア 対象とする休業制度 産前休暇、産後休業、育児休業、介護休業 イ 評価対象に加える期間 <table border="1" data-bbox="225 1895 916 1989"> <tr> <td>休業期間</td><td>評価対象期間に加える期間（切上げ※）</td></tr> </table>	休業期間	評価対象期間に加える期間（切上げ※）	【簡易型 特別簡易型（A）】 <table border="1" data-bbox="983 958 1369 1205"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県の実績</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市町村等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他の実績又は実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	国・県の実績	1	市町村等の実績	0	その他の実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切上げ※）										
配点	対象区分										
2	国・県の実績										
1	市町村等の実績										
0	その他の実績又は実績なし										

<table border="1"> <tr><td>1 年未満</td><td>1 年</td></tr> <tr><td>1 年以上 2 年未満</td><td>2 年</td></tr> <tr><td>2 年以上 3 年未満</td><td>3 年</td></tr> </table>	1 年未満	1 年	1 年以上 2 年未満	2 年	2 年以上 3 年未満	3 年							
1 年未満	1 年												
1 年以上 2 年未満	2 年												
2 年以上 3 年未満	3 年												
※出産・育児等の休業期間の実態は1 年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、1 年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1 年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。													
3 主任（監理）技術者として施工した袖ヶ浦市所掌工事「工種：〇〇」における過去5か年度間の工事成績 - 元請けの主任（監理）技術者として施工した工事について79 点以上の実績を評価 - 評価対象工種：入札公告に記載された工種 - 機関：袖ヶ浦市 - 期間：過去5 か年度間 （1）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。 （2）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ 評価対象に加える期間 <table border="1" data-bbox="225 1709 916 1906"> <tr> <td>休業期間</td><td>評価対象期間に加える期間（切上げ）</td></tr> <tr> <td>1 年未満</td><td>1 年</td></tr> <tr> <td>1 年以上 2 年未満</td><td>2 年</td></tr> </table> 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1 年未満であっても「評価対象期間に加える期	休業期間	評価対象期間に加える期間（切上げ）	1 年未満	1 年	1 年以上 2 年未満	2 年	【簡易型 特別簡易型（A）】 <table border="1" data-bbox="981 1084 1370 1281"> <tr> <td>配点</td><td>対象区分</td></tr> <tr> <td>2</td><td>79 点以上の実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	79 点以上の実績あり	0	なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切上げ）												
1 年未満	1 年												
1 年以上 2 年未満	2 年												
配点	対象区分												
2	79 点以上の実績あり												
0	なし												

間」を2年とする。 4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 ・若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価 （1）若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。 （2）若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。	【簡易型 特別簡易型（A）】 <table border="1" data-bbox="983 427 1369 577"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>配置あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	配置あり	0	なし								
配点	対象区分														
1	配置あり														
0	なし														
5 継続教育（CPD）の取組状況 ・入札公告に記載された団体が定める、推奨単位以上の継続教育の証明書がある場合に評価 （1）「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。 （2）継続教育の証明は、以下の資格に対応した団体から発行された証明書により評価する。 <table border="1" data-bbox="225 1272 954 1709"> <tr> <th>資格</th><th>証明書発行団体名</th></tr> <tr> <td>土木施工管理技士</td><td>（一社）全国土木施工管理技士会連合会</td></tr> <tr> <td>技術士</td><td>（公社）日本技術士会</td></tr> <tr> <td>建築士 建築設備士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士</td><td>建築 CPD 運営会議</td></tr> </table> なお、これら以外の資格を対象とする場合は入札公告において評価の対象となる証明書を指定する。	資格	証明書発行団体名	土木施工管理技士	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	技術士	（公社）日本技術士会	建築士 建築設備士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士	建築 CPD 運営会議	<table border="1" data-bbox="983 909 1369 1059"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table> 【簡易型 特別簡易型（A）】	配点	対象区分	1	あり	0	なし
資格	証明書発行団体名														
土木施工管理技士	（一社）全国土木施工管理技士会連合会														
技術士	（公社）日本技術士会														
建築士 建築設備士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士	建築 CPD 運営会議														
配点	対象区分														
1	あり														
0	なし														

工 地域精通度

評価項目	評価基準								
1 過去10年間の袖ヶ浦市内での施工実績 元請けとして袖ヶ浦市内で施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）を評価 評価対象工種：全ての工種 // 機関：国・県・市町村等 // 期間：過去10年間	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県等の実績</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市町村等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	1	市町村等の実績	0	なし
配点	対象区分								
2	国・県等の実績								
1	市町村等の実績								
0	なし								

才 地域貢献度

評価項目	評価基準						
1 災害協定の締結 入札公告の前日の時点において、袖ヶ浦市との災害協定締結がある場合に評価 ※入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>3</td><td>袖ヶ浦市と締結あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>袖ヶ浦市と締結なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	3	袖ヶ浦市と締結あり	0	袖ヶ浦市と締結なし
配点	対象区分						
3	袖ヶ浦市と締結あり						
0	袖ヶ浦市と締結なし						
2 袖ヶ浦市消防団協力事業所の認定 入札公告の前日の時点において、袖ヶ浦市消防団協力事業所の認定を受けている場合に評価	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>認定あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>認定なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	認定あり	0	認定なし
配点	対象区分						
1	認定あり						
0	認定なし						

3 市内企業の活用 ・当該工事における市内企業の活用状況について評価 (1) 特殊な専門工事など下請けに市内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。	【簡易型 特別簡易型 (A)】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>入札参加者が市内企業</td></tr> <tr> <td>2</td><td>入札参加者が市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内企業と契約予定</td></tr> <tr> <td>1</td><td>入札参加者が市外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を市内企業と契約予定</td></tr> <tr> <td>0</td><td>上記以外</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	入札参加者が市内企業	2	入札参加者が市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内企業と契約予定	1	入札参加者が市外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を市内企業と契約予定	0	上記以外
配点	対象区分										
2	入札参加者が市内企業										
2	入札参加者が市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内企業と契約予定										
1	入札参加者が市外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を市内企業と契約予定										
0	上記以外										
4 営業拠点の所在地の有無 ・入札公告の前日の時点において、袖ヶ浦市内における営業拠点（本店・支店・営業所）の所在地を評価 (1) 入札参加資格要件で市内企業のみを対象とする場合は、設定しない。	【簡易型 特別簡易型 (A)、(B)】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>市内に本店あり</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市内に支店・営業所あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>市内に拠点なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	市内に本店あり	1	市内に支店・営業所あり	0	市内に拠点なし		
配点	対象区分										
2	市内に本店あり										
1	市内に支店・営業所あり										
0	市内に拠点なし										
5 過去2年間の袖ヶ浦市内でのボランティア活動実績の有無 ・袖ヶ浦市内でのボランティア活動実績のある場合に評価 (1) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2年間のボランティア活動実績を評価の対象とする。 ※ボランティア活動とは、袖ヶ浦市施設の清掃、緑化、修繕、袖ヶ浦市主催のイベント協力（金品のみの提供は除く。）等の活動を行ったこと	【簡易型 特別簡易型 (A)、(B)】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>活動実績2回以上あり</td></tr> <tr> <td>1</td><td>活動実績1回あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>活動実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	活動実績2回以上あり	1	活動実績1回あり	0	活動実績なし		
配点	対象区分										
2	活動実績2回以上あり										
1	活動実績1回あり										
0	活動実績なし										

とをいう。入札参加者が構成員として所属する組合等で行った活動を含む。	
------------------------------------	--

カ 安全衛生・社会福祉

評価項目	評価基準						
1 建設業労働災害防止協会への加入 ・入札公告の前日の時点において、建設業労働災害防止協会へ加入がある場合に評価	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>加入あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>加入なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	加入あり	0	加入なし
配点	対象区分						
1	加入あり						
0	加入なし						
2 地域特有貢献の有無 ・市内在住の障がい者雇用実績、市内在住の高年齢者雇用実績、市内在住の女性雇用実績を評価 （1）高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。） （2）障がい者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>いずれか1項目該当</td></tr> <tr> <td>0</td><td>上記以外</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	いずれか1項目該当	0	上記以外
配点	対象区分						
1	いずれか1項目該当						
0	上記以外						

キ 自由項目

評価項目	評価基準						
1 過去5年間の袖ヶ浦市内での災害活動実績の有無 ・入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5年間に袖ヶ浦市内において、大雨等の自然災害を起因とした緊急出動要請・応急修繕依頼により活動した実績を評価 ※大雨等の自然災害を起因とした緊急出動要請・応急修繕依頼とは、大雨や強風などの荒天、台風や降雪時に袖ヶ浦市からの要請に基づき、緊急出動による応急対応等を行ったもの。	【簡易型 特別簡易型（A）、（B）】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>活動実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>活動実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	活動実績あり	0	活動実績なし
配点	対象区分						
1	活動実績あり						
0	活動実績なし						

ク その他

評価項目	評価基準						
1 袖ヶ浦市所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 ・過去2か年度間の平均受注額に対する年間受注額の比率（手持ち工事量比率）を評価 評価対象工種：入札公告に記載された工種 // 機関：袖ヶ浦市 (1) 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額（小数点以下第2位以下切捨て） (2) 「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って1年間に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 (3) 「過去2か年度間の平均受注額」とは、過去2か年度間の受注額の合計を2（年間）で除算した額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。	【簡易型 特別簡易型（A）】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>1. 〇未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>1. 〇以上</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	1. 〇未満	0	1. 〇以上
配点	対象区分						
1	1. 〇未満						
0	1. 〇以上						

6 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

7 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案などに対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

袖ヶ浦市では、千葉県の「市町村等総合評価支援要綱」に基づき、千葉県へ「学識経験者の意見聴取」を要請し、意見聴取を行うこととする。

8 情報公開

(1) 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、ちば電子調達システム（入札情報サービス）等で以下の事項を公表する。

- ・落札者名
- ・各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値

(3) 評価調書の技術評価点及び項目毎の得点の公表について

- ・低入札価格調査により、無効及び失格者となった場合の点数は公表する。
- ・辞退及び未入札者の点数は公表しない。
- ・2回目以降の入札を辞退した場合は公表する。

(4) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

9 契約後の措置

(1) 施工計画について

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で提出した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。

- 発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- 発注者は、検査時の採点に総合評価方式の提出した技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。

(2) 評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

- 受注者の責により、「施工計画」、「配置予定技術者の能力」及び「市内企業の活用」が履行できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

- 履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置等の措置を行うことができる。

10 施行

この基準は令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件に適用する。